

第3 令第9条の取扱い

1 共有部分の按分

共有部分を、令第9条の規定により一の防火対象物とみなされた部分ごとの床面積に応じて按分するときは、第3-1図の例によること。

(例1)



No.	床面積の合計	③をそれぞれの用途で按分(1式)	③を(1式)の割合に応じて按分
①	1,000㎡	$① / (① + ②) = 0.625$	$① + (③ \times 0.625) = 1,062.5㎡$
②	600㎡	$② / (① + ②) = 0.375$	$② + (③ \times 0.375) = 637.5㎡$
③	100㎡		

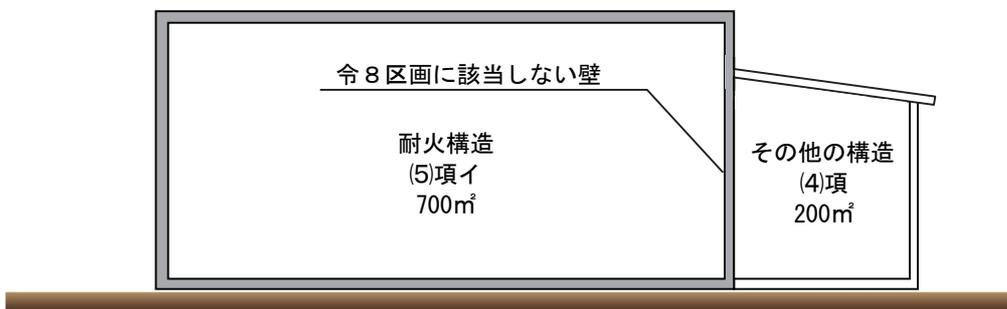
按分された床面積
① (15)項 : 1,062.5 ㎡
② (4)項 : 637.5 ㎡

第3-1図

2 建築構造が異なる場合の取扱い

令第9条の規定により一の防火対象物とみなされた部分ごとに建築構造が異なる場合は、当該部分ごとに建築構造の判定を行うこと。(第3-2図参照)

(例2)



令第11条第2項が適用され、屋内消火栓設備の設置義務はないものとする。

第3-2図

3 共用される部分がある場合の取扱い

共用される部分がある場合は、当該共用される部分について、令第9条の規定により一の防火対象物とみなされた部分ごとの床面積に応じて^{おん}按分し、消防用設備等の設置に係る判断をすること。（第3-3図参照）

この場合において、当該共用される部分には、令第9条の規定により一の防火対象物とみなされたもののうち、いずれか大きい床面積のものに設置される消防用設備等を設置すること。

なお、令第9条の規定の適用のないものは、防火対象物全体で判断すること。

(例3)



共用される部分（駐車場、機械室）が、各用途に従属するとみなされる床面積

用途	床面積の合計	按分計算		従属する床面積
		計算式	結果	
(4)項	4,000 m ²	$4,000 / (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.25$	$2,000 \times 0.25 = 500$	500 m ²
(5)項イ	8,000 m ²	$8,000 / (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.50$	$2,000 \times 0.50 = 1,000$	1,000 m ²
(15)項	4,000 m ²	$4,000 / (4,000 + 8,000 + 4,000) = 0.25$	$2,000 \times 0.25 = 500$	500 m ²

地階部分に、令第28条第1項第3号は適用されないものとする。

第3-3図

4 非常電源の取扱い

複合用途防火対象物の消防用設備等の非常電源については、令第9条の規定により一の防火対象物とみなされた部分ごとに規則第12条第1項第4号柱書きに係る判断を行うものとする。

この場合において、特定用途に供される一の防火対象物とみなされた部分の床面積の合計が1,000㎡未満のときは、当該部分に設置する非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備とすることができる。

なお、令第9条の規定の適用のないものは、防火対象物全体で判断すること。